

神戸市看護大学 研究データ管理・利活用ポリシー

令和6年7月9日

教育研究審議会承認

神戸市看護大学（以下「本学」という。）は、保健医療に関する質の高い教育研究活動に取り組み、その成果を絶えず地域社会に還元すること及び豊かな教養と看護の専門性を備えた実践力のある看護人材を育成することを通じて、学術の発展と市民の保健、医療及び福祉の向上に寄与することを定款上の目的として設立された法人である。

この設立目的に照らし、研究データの適切な管理、公開及び利活用の促進を図るとともに研究の健全性と公正性を確保し、さらなる学問研究の発展と地域社会等への還元に資することを目的に、以下のとおり、研究データの管理、公開及び利活用に関するポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定める。

1 研究データの定義

本ポリシーが対象とする研究データとは、本学における研究活動の過程で研究者によって収集または生成されたデータをいい、デジタルか否かを問わない。

2 研究者の定義

本ポリシーにおいて、研究者とは、本学の教職員、学生、受入研究員など本学における研究に携わるすべての者をいう。

3 研究データの管理等の原則

研究データの管理、公開及び利活用の方法は、原則として、それを収集し、又は生成した者が、法令、本学の規程その他これに準ずるものとの範囲内並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲内において決定する。

4 研究者の責務

研究者は、前項に掲げる範囲内において、研究データを適切に管理するとともに、可能な限りそれを公開し、利活用に供するものとする。また、法令、本学規程その他これに準ずるものとの定めに基づき研究データの提供等を求められた際は、誠実に対応しなければならない。

5 本学の責務

本学は、研究者の研究データの管理、公開及び利活用を支援する環境整備に努める。

6 ポリシーの見直し

社会や学術状況の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行うものとする。